

介護職員処遇改善支援補助金を財源とする基本給ベースアップ及び
処遇改善支援手当支給に関する要領

1 目的

この要領は国の施策として交付される介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）を財源として、職員の処遇改善のために実施する基本給のベースアップ（以下「ベア」という。）と処遇改善支援手当（以下「手当」という。）の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象職員

ベア及び手当の支給対象は、職員就業規則第4条に規定する職員とする。

但し、施設長以上の職員、嘱託医師及び補助対象外のケアハウス及び居宅介護支援事業所の職員には支給しない。

また、手当支給月の前月に病休等で勤務実績がない者にも支給しない。

3 ベアの額及び手当の支給額（処遇改善額）

補助金の交付決定額を基に別紙1により算出した額を、法人が決定したベア分と手当分に振り分けて支給する。

但し、令和4年2月分及び3月分については、法人が決定した支給日に賞与としてまとめて支給する。

4 支給日

法人が決定した日

5 時限措置による本要領の取扱い

補助金の対象期間が令和4年2月から9月までの賃金引上げ分となっているため、補助金が終了した時点で本要領による取扱いも終了し、国が示す別の制度による処遇改善に移行するものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月1日から適用するものとし、補助金が終了した時点で廃止する。

別紙 1

ベアの額及び手当の支給額の算出方法

1 下記(1)、(2)、(3)により個々の対象職員の月毎の掛け率を積算する。

(1) 常勤換算による掛け率

常勤換算基準時間	160時間	A
就労時間		B
掛け率	B/A	

※掛け率1.0以上は1.0。就労時間には有給休暇分含む。

(2) 年収による掛け率

年収額	掛け率
150万円以下	1.0
150万円超200万円以下	0.9
200万円超250万円以下	0.8
250万円超300万円以下	0.7
300万円超350万円以下	0.6
350万円超400万円以下	0.5
400万円超450万円以下	0.4
450万円超500万円以下	0.3
500万円超	0.2

(3) 職種による掛け率

職種	掛け率
副施設長	1.0
介護職員	1.0
看護職員	1.0
栄養士	1.0
調理員	1.0
生活指導員	1.0
機能訓練指導員	1.0
事務職員	1.0
用務員	1.0
運転手	1.0

2 上記1により積算した個々の対象職員の月毎の掛け率を合算（総合計）する。

3 ベアの額及び手当の支給額（処遇改善額）の算出

$$\text{月毎の補助金交付決定額を基に法人が決定した額} \times \frac{\text{1の掛け率}}{\text{2の掛け率の総合計}} = \text{処遇改善額}$$

【積算例】 年収 340万円、介護職員

① 介護報酬実績 400,000円（令和4年4月利用分）

② ベア分及び手当分の支給（令和4年7月に支給）

$$\begin{array}{rcl} 400,000\text{円} & \times & \frac{2.6}{221.0} = 4,706\text{円} \\ \text{ベア分} & 1,000\text{円} & \\ \text{手当分} & 3,706\text{円} & \end{array}$$